

茨城県看護師等修学資金制度のご案内

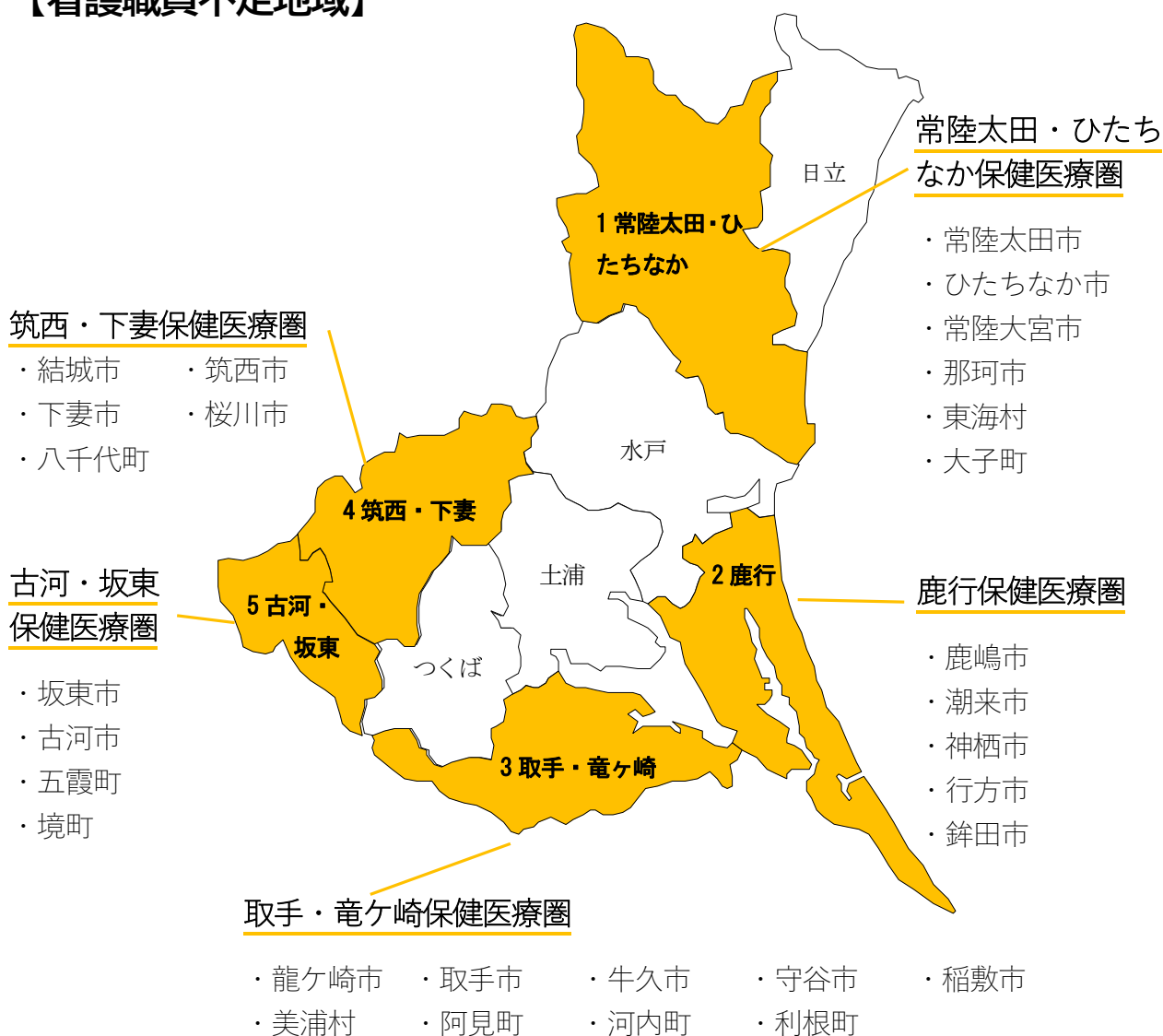
1 茨城県看護師等修学資金制度

この制度は、茨城県の看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の確保や偏在の解消のために行っているものです。

2 対象者

看護職員の養成施設の在学者で、将来茨城県内の看護職員不足地域にある医療機関等で看護職員として就業しようとする方

【看護職員不足地域】



【医療機関等】

施設名称	規定
(1) 病院	医療法第1条の5第1項
(2) 診療所 ※特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）は診療所として扱う	医療法第1条第2項
(3) 病児保育事業を行う施設	児童福祉法第6条の3第13項
(4) 医療型障害児入所施設	児童福祉法第42条第2号
(5) 主として重症心身障害児を通わせる 児童発達支援事業所等	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準において看護師を置くこととされている事業所
(6) 母子健康包括支援センター ※助産師業務に従事する場合に限る	母子保健法第22条
(7) 介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項
(8) 介護医療院	介護保険法第8条第29項
(9) 訪問看護事業所等	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準において保健師、看護師又は准看護師を置くこととされている事業所
(10) 介護予防訪問看護事業所等	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準において保健師、看護師又は准看護師を置くこととされている事業所

3 貸与手続(全て養成施設を経由して行います)

(1)貸与申請(年1回:4月)

貸与希望者は、養成施設を通して①～③の書類を提出してください。

前年度から継続して貸与を受ける方も、毎年申し込みが必要です。

貸付は前年度から継続して借りる方が優先になりますので、**新規の希望者の全てが貸与を受けられるわけではありません。**

【提出書類】

- ① 「修学資金貸与申請書」(様式第1号) ※本人が記入してください。
- ② 「養成施設の長の推薦書」 ※養成施設が取りまとめて提出してください。
- ③ 「住民票」 ※県外住所の方のみ。県内に住所がある方は必要ありません。

(2)貸与契約書の締結

貸与決定後、養成施設に「貸与決定通知書」と「貸与契約書」をお送りします。
「貸与契約書」を作成し、養成施設を通して提出してください。

【契約にあたり留意いただきたいこと】

契約書には、**連帯保証人2名**の署名と実印による押印、印鑑登録証明書2通の添付が必要です。

※ 返還が滞った場合、遅延利息が発生するほか、本人や連帯保証人に対し、督促、催告、財産の差押え等が行われる場合がありますので、あらかじめご了承のうえ連帯保証人をお選びください。

【連帯保証人の要件】

- ① 独立の生計を営むものであること（保証人同士が同一世帯の住民票でない）
- ② 2名のうち、1名は原則として茨城県内に住所があること
※ 県外に住んでいるなどの理由で、県内で適任者を探すことが困難な場合は、例外的に県外居住者2名を保証人として認めることもあります。
- ③ 4月1日時点で申請者が未成年の場合、保証人のうち1名は法定代理人（両親のいずれか）とすることが望ましい

4 貸与金額

次の額を、原則として年4回に分けて交付（契約時に申請した口座に送金）します。

区 分		月 額	年 額	交付額（各回）
保健師・助産師 看護師養成施設	国公立等	32,000 円	384,000 円	96,000 円
	私 立	36,000 円	432,000 円	108,000 円
准看護師養成施設	国公立等	15,000 円	180,000 円	45,000 円
	私 立	21,000 円	252,000 円	63,000 円
修士課程		83,000 円	996,000 円	249,000 円

5 貸与期間

契約した年から卒業までの期間、貸与を受けることができます。
ただし、正規の修業年数に限ります。

※ 休学などで貸与を受けない期間があった場合、復学した学年では、その期間を上限に貸与を受けることができます（進級後はまた1年間の貸与が可能です）。

例) 休学前に8ヶ月貸与を受け、復学した場合、残りの4ヶ月貸与が可能

6 返還

(1)返還債務の発生

卒業と同時に返還債務が発生します。ただし、「7」の返還債務の猶予申請をすることで、就業期間中は返還が猶予（延長）されます。

就業後5年が経過する前に次の条件に該当した場合には、返還となります。

- ・ 看護職員不足地域以外に就業した
- ・ 看護職以外に進学や就業をした
- ・ 卒業後1年以内に免許を取得できなかった
- ・ 返還債務の猶予の申請をしなかった
- ・ 退職後、就業せず1ヶ月以上経過した
- ・ 貸与を受けた期間（2年に満たない場合は2年）に達する前に退職した 等

(2)返還債務の額

貸与金額に、貸与期間中に発生する利息（年利10%）を合わせた額が返還額になります（以下の表は目安であり、修学資金の交付日（送金日）により金額が変わります）。

【返還の目安額】

（単位：円）

貸与区分		貸与総額	利息	返還額	
保健師	2年課程	国公立等	768,000	73,326	841,326
	（全日制・通信制）	私 立	864,000	82,490	946,490
看護師		3年課程	国公立等	1,152,000	167,589
	2年課程（定時制）	私 立	1,296,000	188,535	1,484,535
看護師（大学）	国公立等	1,536,000	300,330	1,836,330	
	私 立	1,728,000	337,869	2,065,869	
助産師	国公立等	384,000	17,463	401,463	
准看護師	国公立等	360,000	34,368	394,368	
	私 立	504,000	48,116	552,116	
修士課程		1,992,000	190,192	2,182,192	

(3)返還回数

一括払い、年賦（年1回）、半年賦（半年に1回）、月賦（毎月払）が選択できます。ただし、最長でも貸与を受けた期間と同じ期間内に返還していただきます。

例) 貸与期間3年間（36ヶ月）→返還回数（最大36回）

7 返還債務の猶予(返還を延長する手続き)

次のどちらかの場合は、返還猶予申請をすることで、返還が猶予（延長）されます。

- ・ 看護職員不足地域の医療機関等で看護職員として就業
- ・ 看護関係の学校に進学

8 返還債務の免除

次の条件を全て満たした場合は、修学資金と利息の全額の返還が免除となります。

- ① 養成施設を卒業後、すぐに看護職員の免許を取得
- ② 返還債務の猶予手続を申請
- ③ 看護職員不足地域の医療機関等で看護職員として5年間就業

9 休学・復学、退学等の際に提出する書類

① 休学・復学時の提出書類（養成施設を通して速やかに以下の書類を提出）

- ・ 「休学届」(様式18号:P10)
- ・ 「復学届」(様式18号:P11)

※ 休学前に貸与を受けていた場合は復学した学年で貸与を受けることができません。
ただし、貸与を受けていない期間があれば、その期間を上限に貸与を受けることができます。進級後はまた1年間貸与を受けることができます。

② 退学時の提出書類（養成施設を通して速やかに以下の書類を提出）

- ・ 「退学届」(様式18号:P12)
- ・ 「返還事由発生届」(様式8号:P13) ※貸与額と利息を合わせた返還債務額を記載
- ・ 「借用証書」(様式7号:P14)

※ 養成施設の方は、退学日を連絡ください。その後、県で利息を確定し、返還債務額をお伝えします。

③ その他

事由	提出書類
貸付を辞退	「辞退届」(様式17号)
停学	「停学届」(様式20号)
転学	「転学届」(様式22号)
留年	書類提出は不要ですが、必ず養成施設を通じて県に連絡ください。 ※ 留年した場合の貸付は、休学の場合と同様。

【貸付から返還までのスケジュール】

時期	手続き	対象者
在 学 中	4月 新規貸与者説明会（オンライン） 貸与申請 ※募集は年1回4月のみです。忘れずに申請ください	県→養成施設・本人 本人→養成施設→県
	5月 貸与決定	県→養成施設→本人
	6～7月 契約 ※契約完了まで支払いができません。書類は速やかに提出ください。	本人→養成施設→県
	8月 8月31日支払い（4～6月分） ※休日の場合は前日に支払（9、12、3月も同様）	県→本人
	9月 9月30日支払い（7～9月分）	県→本人
	12月 12月28日支払い（10～12月分）	県→本人
	2月 卒業者説明会（オンライン）	県→養成施設・本人
	3月 3月15日支払い（1～3月分）	県→本人
	就 業 後	卒業した年 4月～ 「返還猶予申請書」等の書類を提出 ※返還事由に該当する場合は返還書類提出
提出後 「修学資金返還債務額確定通知書」を送付		県→本人
通知受領後 「業務開始届」等の書類を提出		本人→県
卒業後 1～4年目 4月 「業務従事状況届」提出 ※以降4年目まで同様		本人→県
5年目 4月 「返還免除申請書」等の書類を提出 →返還免除		本人→県
随 時	次の場合には書類を提出する ・他種の看護職員養成施設に進学 ・就業場所、住所を変更	本人→県

【お問い合わせ先】

茨城県保健医療部医療局医療人材課人材育成グループ（看護師等修学資金担当）

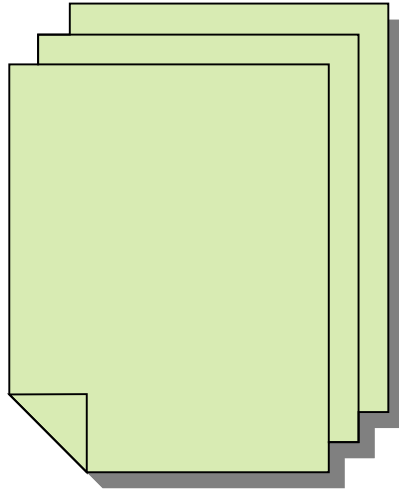
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL：029-301-3151（直通）

FAX：029-301-3194

※ 在学中の問い合わせは全て養成所を通じて行うようお願いします。

記入例



申請書類は下の URL からダウンロードしてお使いください

【医療人材課ホームページ】

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/jinzai/ikusei/isei/div/nurse/educate/loan/shorui.html>

【記入例で想定したケース】

本人：茨城 花子

住 所 〒310-0000
水戸市笠原町〇-〇
電話番号 000-0000-0000

養成施設 〇〇看護専門学校 ← 前回貸与時の施設：××准看護学院
学 科 看護学科

貸与番号 123456789 ← 前回貸与時の番号：987654321
貸与期間 令和2年4月から令和5年3月（3年間） ※当初契約期間
返還債務額 742,268 円（受領金額 648,000 円、利息 94,268 円）

- ① 1年目貸与額：216,000 千円
- ② 2年目貸与額：432,000 千円

※ 返済債務額は退学日が決定してから県で利息を計算してお伝えします。
退学日を事前にご連絡ください。

休 学 令和2年10月1日から令和3年3月31日（半年間）
復 学 令和3年4月1日
退 学 令和4年3月31日

保証人1：茨城 花美（母） ※本人と同居
住 所 〒310-0000
水戸市笠原町〇-〇
電話番号 000-×000-0000

保証人2（変更前）：水戸 太郎（叔父）
住 所 〒310-000×
水戸市笠原町〇-×
電話番号 000-0000-×000

令和〇年〇月〇日

茨城県知事 殿

〒310-0000
 住 所 水戸市笠原町〇-〇
 ふりがな いばらき はなこ
 氏 名 茨城 花子

修学資金貸与申請書

下記のとおり茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

養成施設又は修士課程の区分	ア 保健師養成施設	イ 助産師養成施設
	<input checked="" type="checkbox"/> ウ 看護師養成施設	エ 准看護師養成施設
	オ 修士課程	
※在学している施設を囲んでください(例では看護師養成施設です)。		
養成施設又は大学院の名称	〇〇看護専門学校	
	学科・専攻科名 看護学科	
参考事項	過去に茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金の貸与を受けたことが	<input checked="" type="checkbox"/> 1 ある 2 ない
	※前回別の養成施設で貸与を受けていなければ以下は記入不要	
	前貸与決定番号	987654321
	貸与を受けた期間	令和〇年4月 から 令和〇年3月 まで
	貸与時の養成施設名	××准看護学院

令和 〇年 〇月 〇日

茨城県知事 殿

貸与決定番号 **123456789**
修 学 生 住 所 〒**310-0000**
水戸市笠原町〇-〇
(電話**000-0000-0000**)
氏 名 **茨城 花子**

修 学 生 休 学 届

下記のとおり休学しますので届け出ます。

記

休 学 期 間	令和2年10月1日から令和3年3月31日まで
受 領 金 額	金 216,000 円
貸与を受けた期間	令和2年4月から令和2年9月まで
理 由	※ 適当な理由を記入してください

上記のとおり相違ありません。

令和 〇年 〇月 〇日

養成施設又は大学の長 **〇〇養成所 〇〇 〇〇**

施設の
印
公印

令和 〇年 〇月 〇日

茨城県知事 殿

貸与決定番号 **123456789**
修 学 生 住 所 〒**310-0000**
水戸市笠原町〇-〇
(電話**000-0000-0000**)
氏 名 **茨城 花子**

修 学 生 休 学 届

下記のとおり休学しますので届け出ます。

記

復 学	令和3年4月1日
受 領 金 額	金 216,000 円
貸与を受けた期間	令和2年4月 から 令和2年9月 まで
理 由	※ 適当な理由 を記入してください

上記のとおり相違ありません。

令和 〇年 〇月 〇日

養成施設又は大学の長 **〇〇養成所 〇〇 〇〇**

施設の
印
公印

令和 〇年 〇月 〇日

茨城県知事 殿

貸与決定番号 123456789
修 学 生 住 所 〒310-〇〇〇〇
水戸市笠原町〇-〇
(電話〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)
氏 名 茨城 花子

修 学 生 退 学 届

下記のとおり退学しましたので届け出ます。

記

退 学	令和4年3月31日
受 領 金 額	金 648,000 円
貸与を受けた期間	令和2年4月から令和4年3月まで
理 由	※適当な理由を記入してください

上記のとおり相違ありません。

令和 〇年 〇月 〇日

養成施設又は大学の長 〇〇養成所 〇〇 〇〇

施設の
印
公印

令和 ○年 ○月 ○日

茨城県知事 殿

貸与決定番号 **123456789**
 貸与時の養成施設 **〇〇看護専門学校**
 又は大学院の名称
 修学生（相続人・保証人）
 〒 **310-0000**
 住所 **水戸市笠原町〇-〇**
 （電話**〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇**）
 ふりがな**いばらき はなこ**
 氏名 **茨城 花子**

【金額の算定】
 金額は退学日が決まってから利息額を加算してお伝えします。
 修学生には、退学届と同時に記載いただいた方がよいと思いますので、事前にお知らせください。

修学資金返還事由発生届

茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金について、下記のとおり返還事由が発生しましたので、届け出ます。

記

【計算方法】
 ① $742,268 \div 18 \text{ 回} = 41,237 \rightarrow 41,200$ （2回目以降）
 ※100円未満切り捨て
 ② $41,200 \times 17 \text{ 回} = 700,400$
 ※17回：返還回数 - 1
 ③ $742,268 - 700,400 = 41,868$ （1回目）

貸与を受けた期間	令和2年4月から令和4年3月まで
返還債務額	金 742,268 円
返還免除額	金 円 ※記載不要
返還済額	金 円 ※記載不要
返還未済額	金 742,268 円 ※返還債務額と同額
該当していた履行猶予事由	茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例第7条第1号 (貸与契約解除後、引き続き養成施設等に在学)
返還事由	退学のため
返還方法	1 年賦返還（毎年 月） 2 半年賦返還（毎年 月及び 月） ③ 月賦返還（ 18 回払） ※貸付期間である18ヶ月が上限 （1回目 41,868 円 2回目以降 41,200 円） 4 一時返還（ 月）

備考 月賦返還の方法により返還する場合において、1回当たりの返還額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を1回目の返還額に計上すること。

収入印紙を貼り付ける
※郵便局などで購入

収入印紙
400円分
貼付

令和 ○年 ○月 ○日

茨城県知事 殿

貸与決定番号 **123456789**

〒 **310-0000**

修学生 住所 **水戸市笠原町○-○**

(電話 **000-0000-0000**)

ふりがな **いばらき はなこ**

氏名 **茨城 花子** 印

本人
の印

〒 **310-0000**

連帯保証人 住所 **水戸市笠原町○-○**

(電話 **000-0000-0000**)

ふりがな **いばらき はなみ**

氏名 **茨城 花美** 印

保証人

〒 **310-000x**

連帯保証人 住所 **水戸市笠原町○-x**

(電話 **000-0000-0000**)

ふりがな **みと たろう**

氏名 **水戸 太郎** 印

保証人

契約書の連帯保証人が記入し、契約書と同じ印鑑で押印
※連帯保証人を変更する場合は申請と一緒に次の書類を提出
「保証人変更届」
「印鑑証明書」

修学資金借用証書

下記のとおり茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金を借用いたしました。

記

受領金額	金 648,000 円
利息	金 94,268 円
返還債務額	金 742,268 円
貸与を受けた期間	令和2年4月 から 令和4年3月 まで